

平成29年11月14日付鳥取県公報号外第88号別冊

平成28年度決算に係る  
定期監査結果報告書

平成29年11月

鳥取県監査委員

第 8 3 号  
平成29年11月14日

鳥 取 県 議 会 議 長	稲 田 寿 久	様
鳥 取 県 知 事	平 井 伸 治	様
鳥 取 県 教 育 委 員 会 委 員 長	中 島 諒 人	様
鳥 取 県 公 安 委 員 会 委 員 長	松 本 典 子	様
鳥 取 県 人 事 委 員 会 委 員 長	上 田 博 久	様
鳥 取 県 労 働 委 員 会 会 長	濱 田 由 紀 子	様

鳥取県監査委員 小 林 敬 典

鳥取県監査委員 湯 口 夏 史

鳥取県監査委員 山 根 朋 洋

鳥取県監査委員 内 田 博 長

鳥取県監査委員 坂 野 経 三 郎

### 定 期 監 査 結 果 報 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成28年度決算に係る定期監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

# 目 次

<b>第 1 監査結果報告</b> .....	1
<b>1 監査の概要</b> .....	1
(1) 監査の対象及び着眼点.....	1
(2) 監査の実施方法.....	1
(3) 監査対象機関の数.....	1
(4) 監査実施期間.....	2
(5) 監査の執行者.....	2
<b>2 監査結果</b> .....	2
(1) 概要.....	2
(2) 実施機関別の状況.....	4
ア 元気づくり総本部.....	4
イ 危機管理局.....	4
ウ 総務部.....	5
エ 地域振興部.....	6
オ 観光交流局.....	7
カ 福祉保健部.....	7
キ 生活環境部.....	9
ク 商工労働部.....	10
ケ 農林水産部.....	11
コ 県土整備部.....	12
サ 総合事務所.....	13
シ 会計管理者.....	14
ス 企業局.....	14
セ 病院局.....	15
ソ 教育委員会.....	15
タ 警察本部.....	17
チ 各種委員会等.....	18
ツ 県議会事務局.....	18

<b>第2</b>	<b>監査意見</b> .....	19
1	<b>内部統制に向けた検討について</b> ..... (総務部行財政改革局人事企画課、業務効率推進課、財源確保推進課、 会計管理者会計局、庶務集中局)	19
2	<b>補助事業等の適切な執行について</b> ..... (総務部財政課)	20
3	<b>補助事業等の要綱等の確認について</b> ..... (総務部財政課、商工労働部雇用人材局労働政策課)	20
4	<b>県税に関する滞納整理の取扱いについて</b> ..... (総務部税務課、県税事務所)	21
5	<b>看護職員等配置機関の職員体制の確保について</b> ..... (総務部行財政改革局人事企画課、業務効率推進課、 福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、健康医療局医療政策課)	21
6	<b>獣医師の確保について</b> ..... (生活環境部環境立県推進課、農林水産部農業振興戦略監畜産課)	22
7	<b>山陰海岸ジオパークの観光客誘致に係る連携について</b> ..... (生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)	23
8	<b>中小商工業者へのBCP普及のための取組みについて</b> ..... (商工労働部商工政策課)	23
9	<b>新規就農者の定着について</b> ..... (農林水産部経営支援課)	23
10	<b>県外や県内遠隔地から入学する生徒に対する環境整備について</b> ..... (教育委員会事務局高等学校課)	24
<b>第3</b>	<b>定期監査の重点事項の調査結果</b>	
○	<b>収入証紙の取扱いについて</b> .....	25
	<b>(参考1)</b> 平成28年度決算に係る定期監査の処置の概要.....	36
	<b>(参考2)</b> 監査処置基準等について.....	37

## 第1 監査結果報告

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の対象及び着眼点

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とし、これらが適正かつ効率的に行われているかを主な着眼点として実施した。

#### (2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

##### ア 実地監査

監査対象機関に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

##### イ 書面監査

監査対象機関に關係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

#### (3) 監査対象機関の数

区 分	監査対象 機関の数	監 査 を 実 施 した機関の数	左 の 内 訳	
			実地監査	書面監査
知 事 部 局	139	139	106	33
企 業 局	3	3	3	0
病 院 局	3	3	3	0
教 育 委 員 会	50	50	25	25
警 察 本 部	10	10	3	7
各 種 委 員 会 等	3	3	2	1
議 会 事 務 局	1	1	0	1
合 計	(209) 209	(209) 209	(142) 142	(67) 67

注1 機関数は、総合事務所の各局をそれぞれ1機関としている。

2 合計欄の( )は前年度の数である。

#### (4) 監査実施期間

平成29年3月16日から9月13日まで

#### (5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	小林 敬典
同	湯口 夏史
同	山根 朋洋
同	内田 博長 (平成29年7月1日から)
同	坂野 経三郎 (平成29年7月1日から)
同	上村 忠史 (平成29年6月30日まで)
同	森 雅幹 (平成29年6月30日まで)

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員 内田博長及び坂野経三郎は、県議会事務局について監査を行っていない。

## 2 監査結果

### (1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等を**指摘事項**とし、その内容を公表するとともに、別途文書により該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求めた。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施機関別の状況に記載している。

#### 監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。） に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げる不適正の度合いが比較的軽易なものを**注意事項**として、該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、別途文書により是正を求め、又は注意を喚起した。

- ア 予算事務  
債務負担行為の設定のない翌年度までの内容の業務委託その他の予算事務  
手続の不適正
- イ 収入事務  
多額の未収金、調定の遅延、証紙徴収整理簿の記載誤りその他の収入事務  
手続の不適正
- ウ 支出事務  
旅行承認前の出発、旅費の支出金額の誤りその他の支出事務手続の不適正
- エ 契約事務  
契約書における再委託禁止に関する記載不備等、発注何の予定価格積算の  
未記載・未審査、検査員の任命の不適正、契約締結事務の遅延その他の契約  
事務手続の不適正
- オ 補助金等事務  
交付金額の確定の遅延、実績報告書の受理の遅延その他の補助金等に係る  
事務手続の不適正
- カ 財産管理事務  
タクシーチケット利用承認(報告)簿の記載不備、物品照合の未実施・検査  
票の未作成、郵券類受払簿の記載不備その他の財産管理事務手続の不適正
- キ その他の事務  
出納員等の引継の不適正その他の事務手続の不適正

## (2) 実施機関別の状況

### ア 元気づくり総本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
とっとり元気戦略課	平成29年8月30日	実地監査
広域連携課	平成29年8月2日	〃
広報課	平成29年7月19日	〃
県民課	平成29年7月12日	〃
元気づくり推進局 とっとり暮らし支援課	平成29年8月23日	〃
〃 参画協働課	〃	〃
〃 女性活躍推進課	平成29年7月12日	〃
東部振興監東部振興課	平成29年8月4日	〃
男女共同参画センター	平成29年8月23日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

#### 〔指摘事項〕

- 芸能人のイベント出演業務及び在京メディア招聘業務に係る委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。(広報課)
- 上記契約について、契約締結の事務手続が遅延していた。(広報課)
- 鳥取県基幹的情報発信業務委託契約外1件について、予定価格調書を見積書受領後に作成していた。(広報課)

### イ 危機管理局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
危機管理政策課	平成29年8月25日	書面監査
危機対策・情報課	平成29年7月12日	実地監査
原子力安全対策課	平成29年8月24日	〃



消 防 防 災 課	平成29年 7 月 19 日	実 地 監 査
消防防災航空センター	平成29年 5 月 18 日	〃
消 防 学 校	平成29年 8 月 25 日	書 面 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ウ 総務部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
総 務 課	平成29年 9 月 1 日	実 地 監 査
財 政 課	平成29年 8 月 4 日	〃
政 策 法 務 課	平成29年 8 月 1 日	書 面 監 査
税 務 課	平成29年 8 月 9 日	〃
営 繕 課	平成29年 8 月 2 日	実 地 監 査
行政監察・法人指導課	平成29年 7 月 13 日	書 面 監 査
情 報 政 策 課	平成29年 8 月 23 日	実 地 監 査
東 京 本 部	平成29年 4 月 14 日	〃
関 西 本 部	平成29年 4 月 12 日	〃
名 古 屋 代 表 部	平成29年 4 月 13 日	〃
行財政改革局 人 事 企 画 課	平成29年 8 月 24 日	〃
〃 業 務 効 率 推 進 課	平成29年 7 月 5 日	〃
〃 財 源 確 保 推 進 課	平成29年 8 月 4 日	〃
〃 職 員 人 材 開 発 セ ン タ ー	平成29年 8 月 29 日	書 面 監 査
〃 福 利 厚 生 課	平成29年 8 月 24 日	実 地 監 査
人権局 人 権 ・ 同 和 対 策 課	平成29年 6 月 6 日	〃
公 文 書 館	平成29年 8 月 18 日	書 面 監 査
東 部 県 税 事 務 所	平成29年 5 月 12 日	実 地 監 査
中 部 県 税 事 務 所	平成29年 5 月 23 日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 鳥取県中部地震復興支援パネル展に係る会場設営等業務に係る委託契約外2件について、予算流用を行う前に業務を委託していた。  
(行財政改革局財源確保推進課)
- 鳥取県職員宿舎管理業務(東部地区)に係る委託契約について、代理人の氏名及び押印のない入札書を受理し、有効な入札書として落札決定していた。(行財政改革局財源確保推進課)
- 東日本大震災避難者自立支援業務委託契約について、予定価格の積算金額を上回る額で予定価格を決定していた。その結果、積算金額を上回る金額で契約を締結していた。(総務課)

エ 地域振興部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
地域振興課	平成29年8月31日	書面監査
交通政策課	平成29年8月2日	実地監査
教育・学術振興課	平成29年7月19日	〃
統計課	平成29年6月12日	書面監査
文化政策課	平成29年8月29日	実地監査
スポーツ課	平成29年8月23日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- ジュニア期一貫指導体制推進事業補助金について、交付決定が遅延していた。(スポーツ課)

- 2020東京オリンピック・パラリンピック代表選手育成プロジェクト事業補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあった。  
(スポーツ課)

## オ 観光交流局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
観光戦略課	平成29年8月23日	実地監査
交流推進課	平成29年7月20日	〃
まんが王国官房	平成29年8月24日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

### 〔指摘事項〕

- エアソウル就航記念鳥取旅行商品販売促進情報発信業務に係る委託契約外1件について、予定価格調書を作成していなかった。(観光戦略課)
- 2016年度鳥取県江原道職員相互派遣事業研修員受入業務委託契約について、予定価格調書を見積書受領後に作成していた。(交流推進課)
- 鳥取旅行商品販売促進のための情報発信業務委託契約(6月分)について、見積依頼時に示した仕様と異なる仕様で契約を締結していた。(観光戦略課)
- 鳥取県外国人観光客送客促進事業補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあった。(観光戦略課)
- タクシーチケット利用承認(報告)簿について、交付時及び利用報告時の所属長の承認を行っていないものが多数あった。(観光戦略課)

## カ 福祉保健部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
福祉保健課	平成29年9月5日	実地監査

福祉監査指導課	平成29年8月24日	書面監査
障がい福祉課	平成29年8月23日	実地監査
長寿社会課	平成29年8月29日	〃
子育て王国推進局 子育て応援課	平成29年8月23日	〃
〃 青少年・家庭課	平成29年8月29日	〃
〃 子ども発達支援課	平成29年8月2日	〃
健康医療局 健康政策課	平成29年8月4日	〃
〃 医療政策課	平成29年9月5日	〃
〃 医療指導課	〃	〃
東部福祉保健事務所	平成29年7月5日	〃
福祉相談センター	平成29年3月16日	〃
倉吉児童相談所	平成29年5月23日	〃
米子児童相談所	平成29年5月17日	〃
喜多原学園	平成29年8月25日	書面監査
皆成学園	平成29年5月23日	実地監査
総合療育センター	平成29年5月17日	〃
鳥取療育園	平成29年6月1日	〃
中部療育園	平成29年8月18日	書面監査
精神保健福祉センター	平成29年8月25日	〃
鳥取看護専門学校	平成29年5月12日	実地監査
倉吉総合看護専門学校	平成29年8月17日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 収入（雑入（生活困窮者就労支援専門員の共同設置負担金））について、誤って作成した収入調定の取消を行っていなかった。（福祉保健課）
- 福祉人材センター運営事業に係る業務委託契約について、発注何を

- 作成しておらず、予定価格調書の作成も省略していた。(福祉保健課)
- とっとりモデルの共同受注体制構築事業に係る委託契約外2件について、発注何を作成しておらず、予定価格調書の作成も省略していた。(障がい福祉課)
  - N I C U等からの地域移行支援事業補助金について、実績報告書の受理が遅延しているものがあつた。(子育て王国推進局子ども発達支援課)

## キ 生活環境部

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
環境立県推進課	平成29年9月1日	実地監査
水・大気環境課	平成29年8月24日	書面監査
衛生環境研究所	平成29年6月6日	実地監査
循環型社会推進課	平成29年9月5日	〃
緑豊かな自然課	平成29年8月24日	〃
山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	平成29年8月10日	〃
砂丘事務所	平成29年8月4日	書面監査
くらしの安心局 くらしの安心推進課	平成29年8月10日	実地監査
〃 消費生活センター	平成29年5月18日	〃
〃 住まいまちづくり課	平成29年8月24日	書面監査
東部生活環境事務所	平成29年8月2日	実地監査
食肉衛生検査所	平成29年4月20日	〃

### (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があつた。

#### 〔指摘事項〕

- 肥料登録手数料に係る証紙収入について、下半期の証紙収入状況報告を行っていなかった。(くらしの安心局くらしの安心推進課)

- 動物愛護管理手数料外3件の手数料に係る証紙収入について、所管課長への証紙収入状況報告額に誤りがあった。(東部生活環境事務所)
- 狩猟免許等手数料に係る証紙収入について、過誤納金の還付が遅延していた。(東部生活環境事務所、緑豊かな自然課)
- 非常用発電設備等点検業務委託契約について、予定価格調書を作成していなかった。(衛生環境研究所)
- 電子天秤点検校正業務委託契約について、予定価格を発注単位で決定していなかった。また、見積依頼単位に応じた契約を行っていなかった。(衛生環境研究所)

## ク 商工労働部

### (ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
商 工 政 策 課	平成29年 8 月 24 日	実 地 監 査
立 地 戦 略 課	平成29年 9 月 5 日	〃
産 業 振 興 課	〃	〃
企 業 支 援 課	平成29年 8 月 30 日	〃
通 商 物 流 課	平成29年 8 月 29 日	〃
雇用人材局 労 働 政 策 課	〃	〃
〃 就 業 支 援 課	平成29年 8 月 7 日	〃
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	平成29年 8 月 25 日	書 面 監 査
〃 食のみやこ推進課	平成29年 8 月 30 日	実 地 監 査
産業人材育成 センター	倉吉校 平成29年 8 月 25 日	書 面 監 査
	米子校 平成29年 4 月 26 日	実 地 監 査

### (イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

#### 〔指摘事項〕

- 6次産業化商品の「売れる化」支援事業に要する経費について、明

許繰越予算で執行すべきところを現年予算から執行・決算していた。  
 (市場開拓局食のみやこ推進課)

## ケ 農林水産部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
農林水産総務課	平成29年9月5日	実地監査
農業大 学 校	平成29年6月6日	〃
経 営 支 援 課	平成29年8月10日	〃
農地・水保全課	平成29年9月6日	書面監査
農業振興戦略監 とっとり農業戦略課	平成29年8月7日	実地監査
〃 生 産 振 興 課	平成29年8月10日	〃
〃 畜 産 課	平成29年9月7日	書面監査
森林・林業振興局 林 政 企 画 課	平成29年8月30日	実地監査
〃 県産材・林産振興課	〃	〃
〃 森 林 づ くり 推 進 課	平成29年9月7日	書面監査
水産振興局水産課、 とっとり賀露かっこ館	平成29年8月24日	実地監査
東 部 農 林 事 務 所	平成29年7月20日	〃
東部農林事務所八頭事務所	〃	〃
農業試験場、病虫害防除所	平成29年9月5日	書面監査
園 芸 試 験 場	平成29年3月21日	実地監査
鳥 獣 対 策 セ ン タ ー	平成29年9月13日	書面監査
畜 産 試 験 場	平成29年7月18日	実地監査
中 小 家 畜 試 験 場	平成29年9月5日	書面監査
鳥取家畜保健衛生所	平成29年4月18日	実地監査
倉吉家畜保健衛生所	平成29年8月25日	書面監査
西部家畜保健衛生所	平成29年8月24日	〃
林 業 試 験 場	平成29年9月4日	〃
境 港 水 産 事 務 所	平成29年4月20日	実地監査

水産試験場	平成29年4月20日	実地監査
栽培漁業センター	平成29年5月18日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 育種価算出事業に係る委託契約について、発注何を作成しておらず、予定価格調書の作成も省略していた。(農業振興戦略監畜産課)
- 薬用きのこ栽培実用化推進研究委託事業に係る業務委託契約外3件について、発注何を作成しておらず、予定価格調書の作成も省略していた。(森林・林業振興局県産材・林産振興課)
- 郵券類について、郵券類受払簿の残高と実際の残高が合致していなかった。(栽培漁業センター)

コ 県土整備部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
県土総務課	平成29年9月5日	実地監査
技術企画課	平成29年8月24日	〃
道路企画課	平成29年8月31日	書面監査
道路建設課	〃	〃
河川課	平成29年9月4日	〃
治山砂防課	平成29年7月19日	実地監査
空港港湾課	平成29年8月7日	〃
鳥取県土整備事務所	平成29年8月2日	〃
八頭県土整備事務所	平成29年6月1日	〃
鳥取空港管理事務所	平成29年5月12日	〃
鳥取港湾事務所	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。



〔指摘事項〕

- 収入（雑入（行政財産の目的外使用に伴う電気料金等））について、調定を行っていないものがあった。（鳥取空港管理事務所）
- 土木使用料収入（道路占用料）について、調定が遅延しているものがあった。（鳥取県土整備事務所）
- 現金収納した着陸料等に係る歳入金について、指定金融機関等への払込が遅延しているものがあった。（鳥取空港管理事務所）
- 雑入（河川法第67条による原因者負担金）について、前年度に比べ未収金の額は僅かに減少しているものの、依然として多額の未収金があった。（河川課）
- 行政財産使用料収入（土地）の納入通知について、送致を怠っているものがあった。（鳥取空港管理事務所）
- 国道178号（岩美道路）改良事業に係る埋蔵文化財発掘調査について、契約締結の事務手続が遅延していた。（鳥取県土整備事務所）

サ 総合事務所

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
中部総合事務所		
地域振興局	平成29年7月18日	実地監査
福祉保健局	平成29年7月31日	〃
生活環境局	平成29年7月18日	〃
農 林 局	平成29年7月31日	〃
県土整備局	〃	〃
西部総合事務所		
地域振興局	平成29年6月22日	実地監査
福祉保健局	〃	〃
生活環境局	〃	〃
農 林 局	平成29年7月25日	〃
米子県土整備局	〃	〃
日野振興センター 日野振興局	〃	〃
〃 日野県土整備局	平成29年4月26日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 土木使用料収入（道路占用料）について、調定金額に誤りがあった。  
（西部総合事務所米子県土整備局）
- 土木使用料収入（道路占用料等）について、調定が遅延しているものがあつた。（中部総合事務所県土整備局）
- 国道181号（伯耆橋工区）歩道設置工事に係る歩道橋橋りょう添架負担金について、調定が遅延しているものがあつた。（西部総合事務所米子県土整備局）
- 鳥取県集落営農体制強化支援事業費補助金外1件について、実績報告書の受理が遅延しているものがあつた。（西部総合事務所農林局）

シ 会計管理者

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
会計局	平成29年8月29日	実地監査
庶務集中局	平成29年8月30日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があつた。

〔指摘事項〕

- 狩猟免許等手数料に係る証紙収入（東部生活環境事務所受付）について、過誤納金の還付が遅延していた。（会計局）（再掲）

ス 企業局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
企業局	平成29年7月7日	実地監査

東 部 事 務 所	平成29年7月7日	実地監査
西 部 事 務 所	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 旗ヶ崎地区除草委託契約について、記載を誤った見積書を受領し、有効な見積書として契約していた。(西部事務所)

**セ 病院局**

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
病 院 局	平成29年7月6日	実地監査
中 央 病 院	〃	〃
厚 生 病 院	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

**ソ 教育委員会**

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
教 育 総 務 課	平成29年8月29日	実地監査
教 育 環 境 課	平成29年8月24日	〃
小 中 学 校 課	平成29年8月23日	〃
特 別 支 援 教 育 課	平成29年8月30日	〃
いじめ・不登校 総合対策センター	平成29年8月1日	書面監査
教 育 セ ン タ ー	平成29年6月6日	実地監査
高 等 学 校 課	平成29年8月7日	〃

社会教育課	平成29年8月17日	書面監査
図書館	平成29年6月1日	実地監査
人権教育課	平成29年7月12日	〃
文化財課	平成29年8月23日	〃
博物館	平成29年7月5日	〃
体育保健課	平成29年8月17日	書面監査
東部教育局	平成29年8月9日	〃
中部教育局	平成29年8月7日	〃
西部教育局	平成29年5月19日	実地監査
埋蔵文化財センター	平成29年5月22日	〃
むきぼんだ史跡公園	平成29年5月19日	〃
鳥取東高等学校	平成29年4月18日	〃
鳥取西高等学校	平成29年3月17日	〃
鳥取商業高等学校	平成29年8月17日	書面監査
鳥取工業高等学校	平成29年8月18日	〃
鳥取湖陵高等学校	平成29年3月17日	実地監査
鳥取緑風高等学校	平成29年8月17日	書面監査
青谷高等学校	平成29年5月22日	実地監査
岩美高等学校	平成29年3月17日	〃
八頭高等学校	平成29年8月17日	書面監査
智頭農林高等学校	平成29年8月31日	〃
倉吉東高等学校	〃	〃
倉吉西高等学校	平成29年4月19日	実地監査
倉吉農業高等学校	平成29年8月31日	書面監査
倉吉総合産業高等学校	平成29年8月29日	〃
鳥取中央育英高等学校	平成29年4月19日	実地監査
米子東高等学校	平成29年8月31日	書面監査
米子西高等学校	平成29年5月19日	実地監査
米子高等学校	平成29年8月29日	書面監査
米子南高等学校	〃	〃
米子工業高等学校	平成29年5月17日	実地監査
米子白鳳高等学校	平成29年8月31日	書面監査
境高等学校	〃	〃
境港総合技術高等学校	平成29年9月4日	〃
日野高等学校	平成29年8月31日	〃

鳥取盲学校	平成29年4月18日	実地監査
鳥取聾 <sup>ろう</sup> 学校	平成29年8月29日	書面監査
鳥取養護学校	平成29年3月17日	実地監査
白兔養護学校	平成29年8月31日	書面監査
倉吉養護学校	平成29年4月19日	実地監査
皆生養護学校	平成29年8月31日	書面監査
琴の浦高等特別支援学校	平成29年8月24日	〃
米子養護学校	平成29年8月31日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 現金収納した育英奨学資金（高校等）に係る歳入金について、指定金融機関等への払込が遅延しているものがあった。（人権教育課）
- 特別支援学校ICTサポート事業に係る委託契約外2件について、発注荷を作成しておらず、予定価格調書の作成も省略していた。（特別支援教育課）
- 物品出納簿と物品との照合を行った際に所在を確認できなかった物品について、知事への報告が遅延しており、それらの中には耐用年数満了前の物品が多数あった。（鳥取湖陵高等学校）

タ 警察本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
警察本部	平成29年9月5日	実地監査
鳥取警察署	平成29年3月16日	〃
郡家警察署	平成29年9月4日	書面監査
智頭警察署	〃	〃
浜村警察署	平成29年3月21日	実地監査
倉吉警察署	平成29年9月4日	書面監査
八橋警察署	〃	〃
米子警察署	〃	〃

境 港 警 察 署	平成29年9月4日	書 面 監 査
黒 坂 警 察 署	〃	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- サイバー犯罪捜査官養成委託契約外1件について、債務負担行為を設定すべきところを設定していなかった。(警察本部)

**チ 各種委員会等**

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
監 査 委 員 事 務 局	平成29年7月5日	実 地 監 査
人 事 委 員 会 事 務 局	平成29年9月5日	〃
労 働 委 員 会 事 務 局	平成29年8月24日	書 面 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

**ツ 県議会事務局**

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
県 議 会 事 務 局	平成29年9月6日	書 面 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

## 第2 監査意見

### 1 内部統制に向けた検討について

(総務部行財政改革局人事企画課、業務効率推進課、財源確保推進課、  
会計管理者会計局、庶務集中局)

本年6月に改正された地方自治法により、知事は財務に関する事務等について内部統制に関する方針を定め、これに基づく必要な体制を施行期日である平成32年4月までに整備することが必要となったところである。

本県の財務に関する事務については、依然として、調定の遅延、委託業務着手後における契約締結、耐用年数に満たない物品の亡失など、収入・支出のほか物品についても不適切な事案が見受けられる。これらは、各所属において担当者及び上司が会計事務等に係る関係規程への認識が不足しているほか、所属内部での確認が不十分なために発生しているものも多い。

平成29年度からは会計事務に係る審査業務の集中化が進められる一方、物品調達のように各所属で行う範囲が広がっている事務もあり、各所属に会計事務の理解を徹底するとともに、各所属での内部チェックが機能する体制も確保する必要がある。

また、契約事務の審査が不十分で見過ごされている事例があり、各所属への指導が十分なのか点検が必要と思われる。

さらに、昨年度の定期監査結果で不適切な事務が見受けられた職員旅費についても、監査結果を受けて通知は発出されているものの、それ以降の事務処理においても同様の処理が見受けられるなど、全庁的な事務の統制について再点検が必要ではないかと思われる。

**については、不適切な事案の発生状況を把握した上で、要因の分析を行い、内部統制が機能する体制の整備について検討されたい。**

さらに、現在の財務事務の中には、行政財産の使用許可に係る一部の報告事務など必要性が希薄になった手続や商慣行の異なる海外の事業者との契約手続など、現在の手法では妥当性を説明できないものもあるため、手続の必要性や説明責任の観点から見直すことも必要と考える。

**については、財務に関する規程について、県民への説明責任を全うできることを前提に、合理化、効率化に向けた事務の見直しを検討されたい。**

## 2 補助事業等の適切な執行について

(総務部財政課)

平成28年度決算額をみると、予算額に対して多額の不用額が生じている事業が散見される。

不用額が生じる要因としては、新規の補助金交付事業を立ち上げたものの予定していたほどの申請がなかったものの外、国の認証が得られず執行できなかった事業や受講者数が国の要件を満たすことができず一部を途中終了とした国庫補助事業、事業者の事情により当該年度の実施が困難となった事業、さらには流用額を誤り過大に流用したため不用額が生じた事業などその理由は様々である。

財政状況の厳しい中、なるべく多額の不用額が生じることがないように、事業化に当たっては事前の調査、検討を十分に行い、事業のスクラップ・アンド・ビルドも徹底し、また、事業実施に当たっては、予算を有効に活用できるよう、年度途中においても必要に応じて事業者との調整を行い、早期に不用と判断されれば減額補正を行うなどして極力不用額の縮減に努める必要がある。

**については、補助事業等の制度設計を綿密に行われたい。また、実施過程においては、補助事業者の実施状況をできるだけ把握し、不用額が生ずる場合には適宜減額補正を行うなど、既存事業の見直しを含めて財源の有効活用に努められたい。**

## 3 補助事業等の要綱等の確認について

(総務部財政課、商工労働部雇用人材局労働政策課)

平成23年度から25年度に国から受託した地域雇用創造推進事業に係る委託料の返還金については、県の負担分として平成28年度に52,438,507円を返還している。この事業は、県、各市町村、大学、商工団体等で構成する任意団体である鳥取県雇用創造協議会（会長：商工労働部長、事務局：商工労働部雇用人材総室）が鳥取労働局から受託し、民間団体等に再委託するなどして実施したものであるが、会計検査院から対象外経費等を指摘され、委託料のうち事務局を担った県として応分の負担分を返還したものである。

主な要因は、協議会事務局の再委託事業の支出内容の確認不十分及び再委託の取扱いに関する事業委託要綱の確認不足等によるものである。委託費の支出証拠書類については、本来、再委託先に全ての支出証拠書類を残すよう指導しておくべきものであるが、事務手法の徹底が十分ではなかった。また、協議会の事務手続きの不備も指摘されている。今回のような不適切な事案は、委託事業だけではなく補助事



業においても、また、他の部署でも起こり得るものであると考える。

**については、再発防止のための具体的な対策について検討するとともに、今後同様の事案が生じないように、補助金等の適切な執行について全庁に周知されたい。**

#### **4 県税に関する滞納整理の取扱いについて**

(総務部税務課、県税事務所)

自主財源の確保及び納税秩序の確立のため、自主納税広報宣伝、口座振替納税制度の普及拡充、効率的かつ効果的な滞納整理の実践などの取組みを行っており、成果は上がりつつあるものの、多額の未収金が県税事務の最大の課題となっている。

基本的な滞納整理については、県税徴収事務合理化要綱に定める滞納整理マニュアルに基づき行っているものの、差押えの対象財産の選択など実務における具体の対応については、経験豊富な職員の知見を踏まえて個別に対応を決定しているとのことであった。

各県税事務所では定期的に徴収方針会議等を開催して差押物件等の方針決定を行っているとのことであるが、納税者間の公平性確保の観点から全県で統一的な取扱いが徹底されることが必要である。

また、今後、担当者が交代することによって取扱いが異なることも懸念される。

**については、納税者間の公平性確保及び後継者育成の観点から、差押えのための作業手順など業務に精通した職員の経験・知見を文書化し、また、個別事例を各県税事務所間で共有することにより、全県で統一的な対応が徹底されるよう検討されたい。**

#### **5 看護職員等配置機関の職員体制の確保について**

(総務部行財政改革局人事企画課、業務効率推進課、  
福祉保健部子育て王国推進局子ども発達支援課、健康医療局医療政策課)

総合療育センターでは、毎年多くの看護師・保育士が産前・産後休暇及び育児休業を取得しており、定数を超えた現員が一定数配置されているが、人員が不足する状況が生じている。

また、育児休業から復職しても育児のため夜勤を行うことができない看護師等もあり、病床は空いているにもかかわらず短期入所の受入人数を制限せざるを得ない状況となっている。

現在の職員定数は産休・育休の取得者数は含まれないことから、産休・育休の取得者の代替職員は期限付職員で対応しているが、応募者が少なく、必要な人員を十分に確保できていない。

また、鳥取看護専門学校では、事務職員が鳥取療育園を本務とする係長1名の兼務体制の外、専任の非常勤職員1名という状況であるため、副校長や専任教員が事務的業務も担当せざるを得ず、看護師養成のための教育に専念できる職員体制が十分とは言えない状況である。

産休・育休等によるマンパワー不足も考慮した実人員を確保するなど各機関が抱える個別の事情を考慮した職員体制を取ることによって、県の施設として期待される役割が一層果たせることとなる。

**については、現場の状況を十分把握した上で、本来の機能が発揮できるよう人員確保について検討されたい。**

## 6 獣医師の確保について

(生活環境部環境立県推進課、農林水産部農業振興戦略監畜産課)

食肉衛生検査所においては、獣医師資格を有する職員がと畜検査を行う必要があるが、出産・育児期の女性獣医師も多く配属されているため、限られた時間内に検査を行うことが困難な場合があり、県職員OBを非常勤職員として補充している状況が常態化している。

また、毎年のように国内では鳥インフルエンザが、周辺国では口蹄疫が発生している状況から、家畜伝染病に関わるリスク管理の頻度が急激に高まってきており、家畜保健衛生所においても、専門知識を有する獣医師が機動的に業務遂行できる体制の確保は不可欠である。

一方、最近の職員採用試験における獣医師の採用人数は、受験者数が採用予定人数に達しない状況が続いており、将来、獣医師を必要とする業務に支障を来すことが想定される。

本県では、平成27年度に獣医師の初任給調整手当の改善を行っているが、採用試験の応募状況を見る限り有効策となっていないと思われる。

**については、獣医師の必要人員確保に向けて、真に有効な対策を早急に検討されたい。**

## 7 山陰海岸ジオパークの観光客誘致に係る連携について

(生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館)

世界ジオパークの一つである山陰海岸ジオパークは、科学的に重要で貴重な地質遺産を保護するだけでなく、教育・観光・産業などへ活用することにより地域の活性化を目的としており、貴重な観光資源となっている。

山陰海岸ジオパークは3府県にまたがる地域であり、各地域の見どころやアクティビティ（野外活動）、各拠点施設の情報は個々のホームページやパンフレットで多数紹介されている。しかし、山陰海岸ジオパークが持つ魅力をより具体的に伝え、観光客が十分な情報を得られるようにするためには、3府県の連携による一体的な情報発信を進めていく必要があると思われる。

**については、3府県の連携を一層密にして観光客の視点に立った情報発信などの取組みを強化されたい。**

## 8 中小商工業者へのBCP普及のための取組みについて

(商工労働部商工政策課)

東日本大震災、熊本地震、鳥取県中部地震及び平成23年、29年の大雪の経験を経て、県内でもBCP（事業継続計画）への認識が高まり、その有用性も実際に確認されてきているところである。

災害時に迅速かつ適切な対応が求められる医療機関、福祉施設、建設業等においては導入が進んできているものの、本県のBCP新規策定支援実績は、平成29年度までの目標200社に対し、平成28年度までで138社にとどまっている。

特に中小商工業者では、BCP作成には数ヵ月を要するため、取り組む意欲があっても対応できる人的な余裕がなく、優先度が低い状況である。

**については、県内の大多数を占める中小商工業者に対しては、必要性についてさらに理解促進を図るとともに、重要度の高い事項に絞って作成に係る負担軽減を図った計画作成手法の導入も検討されたい。**

## 9 新規就農者の定着について

(農林水産部経営支援課)

本県では、新規就農者の確保・育成を目的として、経営開始直後から段階的にそ

のニーズに合わせて、次のような支援を行っている。

- ・経営開始後1年間：就農・くらしアドバイザー設置事業
- ・就農後3年間：用途を定めない就農応援交付金の交付
- ・就農後5年間に整備する農業用機械・施設の整備に助成する就農条件整備事業

このような取組みにより、新規就農者数は平成20年以降の各年ごとの累計で1,073名と着実に増加しているが、新規就農から6年目以降の定着状況は十分に把握されていない。

**については、新規就農者の定着を進めるため、これまでの定着状況を把握するとともに、継続できなかった者の要因分析を行うなど、更なる定着に向けた取組みについて検討されたい。**

## 10 県外や県内遠隔地から入学する生徒に対する環境整備について

(教育委員会事務局高等学校課)

県内の県立高校では、各学校が特色ある教育活動を展開し、生徒の持てる能力や資質の伸長及び生きる力の育成を目指している。近年の少子化とともに全体の生徒数は減る見込みであり、県内外から生徒を募集している高校としては、環境整備も重要なポイントである。生徒数が減少する中で、学校の活性化を一層進め、ひいては地域の活性化にも繋がることを期待して、平成28年度入試から推薦入試における県外生徒募集を実施しており、平成30年度入学者選抜においては、8校が県外生徒募集を行っている。

一方で、県外や県内遠隔地出身の生徒が安心して勉学やスポーツ・文化活動に専念できる環境を整えることは重要であるが、現在、寮を設置している高校は少数にとどまっている。

また、特に体育コースや運動能力の優れた生徒の募集を行っている高校にあっては、能力向上のために栄養管理面への配慮も必要である。

**については、入学生徒が志望時の動機や夢を実現できるよう、学校や地域の実情に合った受入体制の充実策を検討されたい。**

### 第3 定期監査の重点事項の調査結果

#### 収入証紙の取扱いについて

平成28年度までに実施した定期監査の結果、収入証紙に係る取扱いについて、収入証紙の消印漏れや証紙収入状況報告額の誤り、証紙徴収整理簿の整理方法の誤りなどが見受けられたため、平成28年度決算に係る重点事項として監査を実施した。

なお、平成28年度決算における証紙収入は、手数料収入946百万円のうち914百万円で約97%、県税7,539百万円のうち895百万円で約12%、合計8,485百万円のうち、1,809百万円で約21%を占めている。

#### 1 監査対象及び方法

##### (1) 調査対象機関

監査対象209機関のうち事務監査を実地で行った142機関で収入証紙の取扱いのあった53機関

(※平成28年度決算において収入証紙の取扱いのある91機関のうち53機関)

##### (2) 調査対象とする収入科目

証紙による収入の方法により徴収する歳入

##### ア 使用料及び手数料 (主な例)

旅券手数料(県手数料に限る。)、納税証明書交付手数料、食品営業許可等手数料、狩猟免許等手数料、漁船登録手数料、建築確認申請手数料、建設業許可手数料、自動車運転試験手数料、全日制高等学校入学料・入学選抜手数料

##### イ 県税 (主な例)

自動車税(賦課期日(4月1日)翌日から翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限る。)、自動車取得税、狩猟税

##### (3) 調査の範囲

収入事務手続の各段階ごとに調査を行った。

##### ア 収入証紙が貼付された申請書等の受付(収入証紙収入事務概略図①～③)

##### イ 受付機関での収入額の取りまとめ(収入証紙収入事務概略図④～⑦)

##### ウ 収入状況の報告(収入証紙収入事務概略図⑧)

##### エ 過誤納金の還付(収入証紙還付事務概略図①'～⑧')

(4) 調査対象収入科目の選定

調査対象とする収入科目を以下により選定した。

ア 対象とする収入科目は、1機関5科目以内とする。

イ 上記(ア)が5科目に満たない場合は、全てを対象とする。

(5) 調査の方法

ア 選定した科目について、申請書等、証紙徴収整理簿、証紙収入状況報告データベース、証紙収入状況報告書等の確認及び聞き取りにより収入証紙の歳入の状況を把握した。

※調査対象：収入証紙延べ133種類の申請書等

148,082件中14,617件（約10%）

イ また、担当者から事務の効率化、納付者の利便性の向上の観点から現金納付、金融機関への振込等収入証紙によらない納付に切り替えた場合の課題等について聞き取りを行った。

## 2 重点調査項目

調査対象収入科目について、確認した項目は、以下のとおりである。

(1) 申請書等受付時について

ア 所定の金額の証紙が貼付されているか。

イ 証紙の消印は、所定の者が所定の印章により行っているか。

ウ 申請書等を受理（消印）後、過誤納が発見された場合は、直ちに過誤納となった額を還付しているか。

(2) 収入額の取りまとめの段階について

ア 証紙徴収整理簿を備えているか。

イ 証紙の消印後、証紙徴収整理簿により整理しているか。

ウ 証紙徴収整理簿への記録は適正に行われているか。

エ 証紙徴収整理簿について定められた様式により難しい場合、別様式とすることについて会計局長の承認を受けているか。

(3) 証紙収入状況報告の段階について

ア 上半期及び下半期ごとの証紙による収入状況（県税及びその延滞金を除く。）を、期限内にその歳入を所管する課長に報告しているか。（出納機関の場合）

イ 所管課は、所管課において直接取り扱った証紙と出納機関（庁内LANが接続されていない機関に限る。）から報告を受けた収入額を取りまとめて証紙収入状況報告データベースに入力を行っているか。

ウ 県税及びその延滞金に係る収入状況の報告及び歳入への受入れの手続については、県税事務提要の定めるところにより行っているか。

### 3 監査結果

#### (1) 総括

重点調査項目を調査した結果、不適切な事項は30件であった。

#### (2) 重点調査項目についての調査結果【( ) 数字は不適切事項の件数】

##### ア 申請書受付時に係る事項

区 分	件数
指摘に該当するもの	1
注意に該当するもの	6

##### (ア) 指摘に該当するもの

過誤納金（5,200円）の還付が、申出があってから11か月以上経過した後であった。(1)

##### (イ) 注意に該当するもの

##### a 所定の金額の証紙が貼付されていない(1)

正当金額（円）	誤金額（円）	差引（円）	対象申請書件数
13,500	6,000	7,500	3

##### b 証紙の消印がされていない(5)

##### イ 収入額の取りまとめに係る事項

区 分	件数
指摘に該当するもの	0
注意に該当するもの	15

##### (ア) 指摘に該当するもの（0）

(イ) 注意に該当するもの

- a 収入証紙の消印後、証紙徴収整理簿に記録していない(3)
- b 証紙徴収整理簿への記録を適正に行っていない(11)
- c 証紙徴収整理簿の定められた様式により難いとして別様式としているものについて、会計局長の承認を受けていない(1)

ウ 証紙収入状況報告に係る事項

区 分	件数
指摘に該当するもの	2
注意に該当するもの	6

(ア) 指摘に該当するもの

- a 上半期又は下半期の報告を行っていない(1)

正当金額 (円)	誤金額 (円)	差引 (円)	対象申請書件数
84,200	0	84,200	4

※合計額5万円以上を指摘とした

- b 下半期報告時に上半期分を含めて報告していた(1)

正当金額 (円)	誤金額 (円)	差引 (円)	対象申請書件数
10,424,900	23,205,780	△12,780,880	715

(イ) 注意に該当するもの

- a 報告金額を誤っていた(4)

項 目	正当金額 (円)	誤金額 (円)	差引 (円)	対象申請 書件数
証紙収入状況報告を行って いなかった	3,400	0	3,400	1
	2,900	0	2,900	1
狩猟免許等手数料に狩猟 税(県税)額を含めて証 紙収入状況報告していた	7,200	53,900	△46,700	4
証紙徴収整理簿の集計が 誤ったまま証紙収入状況 報告していた	42,000	39,500	2,500	2
合 計	55,500	93,400	△37,900	8



b 平成28年度決算には影響はなかったものの、報告が遅延（11日から15日）していた(2)

(3) 収入証紙によらない納付方法の意見聴取の概要

事務の効率化、納付者の利便性を図るため、現金納付、金融機関への振込み等証紙によらない納付について聞き取りを行ったところ次のとおりであった。

項目	機関数
証紙廃止に問題はない	12
証紙廃止に問題がある	41
合計	53

ア 証紙を廃止しても問題はない

- (ア) 納付対象者が限定されていること、件数が少ないので支障はない
- (イ) 特に問題はない

イ 証紙の廃止に問題がある

- (ア) 領収書の発行、現金出納簿への記載、釣銭準備、金融機関への払込み等事務量が増加する
- (イ) 現金収納ミス、現金管理等に係るリスクが増加する
- (ウ) 現金取扱いとなれば納付者が現金書留で送付することとなり、送付代金の負担増となる

#### 4 監査意見

(1) 収入証紙の消印、貼付金額等について

申請書等に所定の金額の収入証紙の貼付がされていないもの、収入証紙の消印がされていないものが見受けられた。

これらは、担当者及び上司の確認不足が要因と思われる。

**については、関係諸規程に基づく適正な処理について周知徹底を図られたい。**

## (2) 過誤納金の還付について

過誤納金の還付について、申請を取り下げたい旨の申し出があったが、過誤納金の還付は申出があつてから11か月以上経過した後であった。

これは、受付機関の他、一連の事務を行う所管課、会計指導課との連携不足、担当者及び上司の業務の進行管理不足が要因と思われる。

**については、還付が必要な場合の関係機関の連携について改めて周知徹底を図られたい。**

## (3) 証紙徴収整理簿の記録等について

証紙徴収整理簿について、貼付証紙金額の未記録及び誤記録、確認印漏れ、確認印押印者の書面による指定を行っていないもの、月計又は累計金額の未記録が見受けられた。

また、証紙徴収整理簿について会計局長の承認を受けていない別様式を使用しているものもあった。

これらは、担当者及び上司の確認不足や関係諸規程の認識不足が要因と考えられる。

**については、各機関で適切な事務処理が行われるよう関係諸規程について周知徹底を図られたい。**

## (4) 証紙収入状況報告について

証紙収入状況報告について、報告を行っていないもの、報告の遅延、報告金額に誤りがあるものが見受けられた。

これらは、証紙徴収整理簿の未記録による報告漏れ、収入証紙金額の集計誤り、下半期分に上半期分を二重に報告したことが要因となっている。

また、証紙徴収整理簿への記録及び収入状況報告データベースへの入力において、担当者及び上司の確認不足も要因の一つと考えられる。

**については、実効性のある確認行為が行われるよう対策を検討されたい。**

## (5) 収入証紙によらない納付について

県外の者その他の収入証紙を購入することが困難な者から歳入を徴収するとき、収入証紙によらない収入の方法として出納員が管理する口座へ振り込ま

れた現金、書留郵便に準ずるものにより送付された現金又は証券等により収入する方法が可能となっている。

収入証紙を取り扱っている機関において、収入証紙によらない収入方法は県の事務の効率化、納付者の利便性に繋がらないとの見解が多いが、平成30年度から知事に申請する許認可申請について、「とっとり電子申請サービス」で提供し、クレジットカード収納機能を付加させて手数料や送料等を申請手続と併せて納付できる仕組みを作ることで、県民等が行政窓口に出向くことなく手続が完結できるよう作業が進められているところである。

**については、納付者の利便性はもとより、引き続き効率面、財政面などから多様な収納方法について検討されたい。**

## <監査結果の詳細>

### 1 調査項目別の状況

調査項目別に改善を要する状況は以下のとおりであった。

#### (1) 申請書等受付時

##### ア 指摘に該当するもの(1)

###### (ア) 過誤納金の還付が遅延していた

過誤納金(5,200円)の還付が、申出があってから11か月以上経過した後であった。(1)

##### イ 注意に該当するもの(6)

###### (ア) 所定の金額の収入証紙が貼付されていない(1)

###### (イ) 収入証紙の消印がされていない(5)

###### a 全ての証紙に消印がされていない(3)

###### b 一部の証紙に消印がされていない(2)

#### (2) 収入額の取りまとめ段階

##### ア 指摘に該当するもの(0)

##### イ 注意に該当するもの(15)

###### (ア) 証紙の消印後、証紙徴収整理簿に記録されていない(3)

###### (イ) 証紙徴収整理簿への記録が適正に行われていない(11)

###### a 申請書貼付金額と異なる金額で記録していた(1)

- b 余白欄を設けて記録していた(1)
- c 確認印を押印していない(2)
- d 月計若しくは累計を記載していない(6)
- e 累計の積算誤りがあった(1)

(ウ) 証紙徴収整理簿により難いとして別様式としているものについて、会計局長の承認を受けていない(1)

(3) 証紙収入状況報告段階

ア 指摘に該当するもの(2)

- (ア) 報告を行っていなかった(1)
- (イ) 下期分に上期分を含めて報告していた(1)

イ 注意に該当するもの(6)

- (ア) 上半期及び下半期の報告金額に誤りがあった(4)
  - a 報告を行っていなかった(2)
  - b 手数料に県税を含めて報告していた(1)
  - c 証紙徴収整理簿の誤った累計額をそのまま報告していた(1)
- (イ) 平成28年度決算には影響はなかったものの、所定の報告期日までに報告されていなかった(11日～15日の遅延)(2)

**2 収入証紙によらない納付方法の検討**

収入証紙によらない納付について聞き取りを行ったところ次のとおりであった。

**(1) 証紙廃止に問題はない**

- ア 納付対象者が限定されていること、件数が少ないので支障はない(6)
- イ 特に問題はない(4)
- ウ 納付者の利便性を考慮すればやむを得ない(1)
- エ 現在でも収入証紙又は現金納付が認められている(1)

**(2) 証紙廃止に問題がある(複数回答)**

**ア 県の手続き上の理由によるもの**

- (ア) 現金では領収書の発行、現金出納簿への記載、釣銭準備、金融機関への払込み等事務量が増加する(22)
- (イ) 現金収納ミス、現金管理等に係るリスクが増加する(12)

- (ウ) 申請期限が近づくと大量の申請書等の処理が必要となり、領収書の発行、金銭授受に時間を要するため対応困難である(7)
- (エ) 申請件数が多いこと、金額が高額であることから、窓口で現金受領することは困難と思われる(3)
- (オ) 県税と手数料では金融機関への払込み方法が異なるため、手間と負担が増加する(1)
- (カ) 県税では、受付・審査業務職員や委託費用が発生し、コスト増になるのではない(1)
- (キ) 現金収納等となれば新しいシステムに対応していない(1)
- (ク) 現金納付等を行うとすれば、現在の手続を再検討する必要があるのではない(1)
- (ケ) 毎日のように検査場や所在地に出向いて検定・検査を行っており、現金収納となった場合、事務手続の負担が増加する(1)
- (コ) 県外納付者からは、県税と手数料を含めて出納員口座への振込が多く、他課との調整が必要となる(1)
- (サ) 振込等になった場合、金額の訂正等に対応できない(1)

## イ 利用者の利便性等の理由によるもの

- (ア) 現金の取扱いとなれば現金書留での送付となるが、送料負担が増加するのではない(4)
- (イ) 申請書等には、国の収入印紙と県の収入証紙を同時に貼付するため、収入証紙のみ現金収納しても利便性は向上しない(3)
- (ウ) 現金となれば領収書発行等の処理時間が増加し、窓口での待ち時間が長くなるなど行政サービスの低下に繋がるのではない(3)
- (エ) 申請書等によっては、現金書留用封筒に収まらないなど、不便が生ずるのではない(2)
- (オ) 収入証紙の貼付に慣れていることから混乱が生ずるおそれがある(2)
- (カ) 建物内で収入証紙が購入できるため、負担とならない(2)
- (キ) 申請書等は県外にある協会を通じて郵送・持参されていることから、現金を取り扱うことは問題が生ずるおそれがある(1)
- (ク) 学校単位で教員が申請書を持参する場合があります、生徒からの預かり金、金銭管理責任が生ずるのではない(1)
- (ケ) 申請者からの現金納付の希望はない(1)
- (コ) 納付書やコンビニ納付となれば手間が増加するのではない(1)

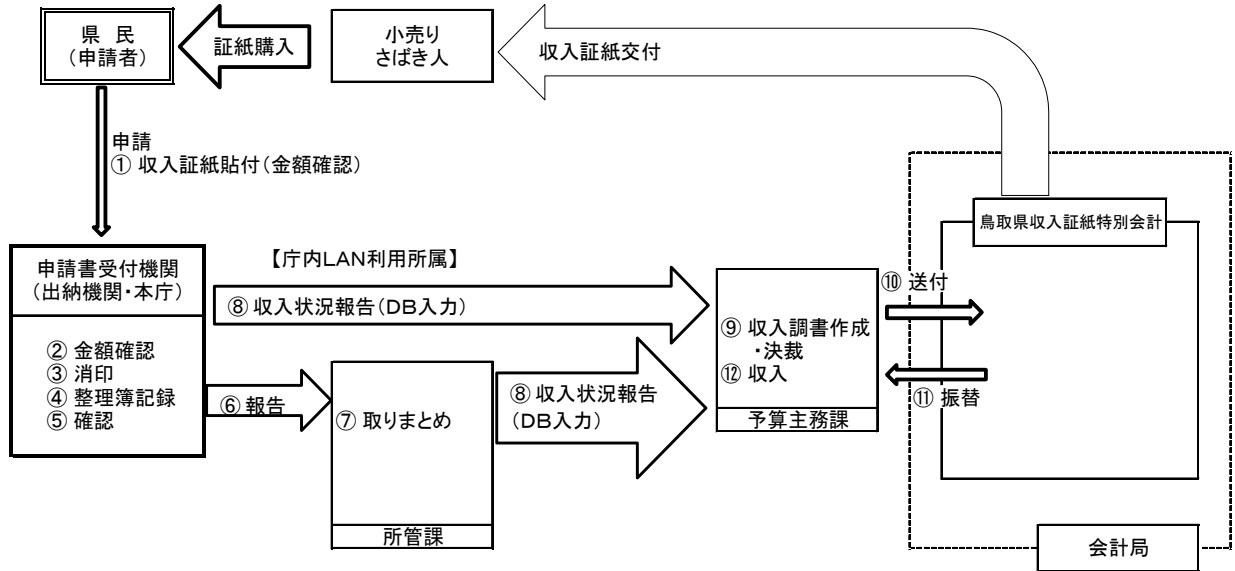
### 3 部局別の状況

調査対象機関の状況

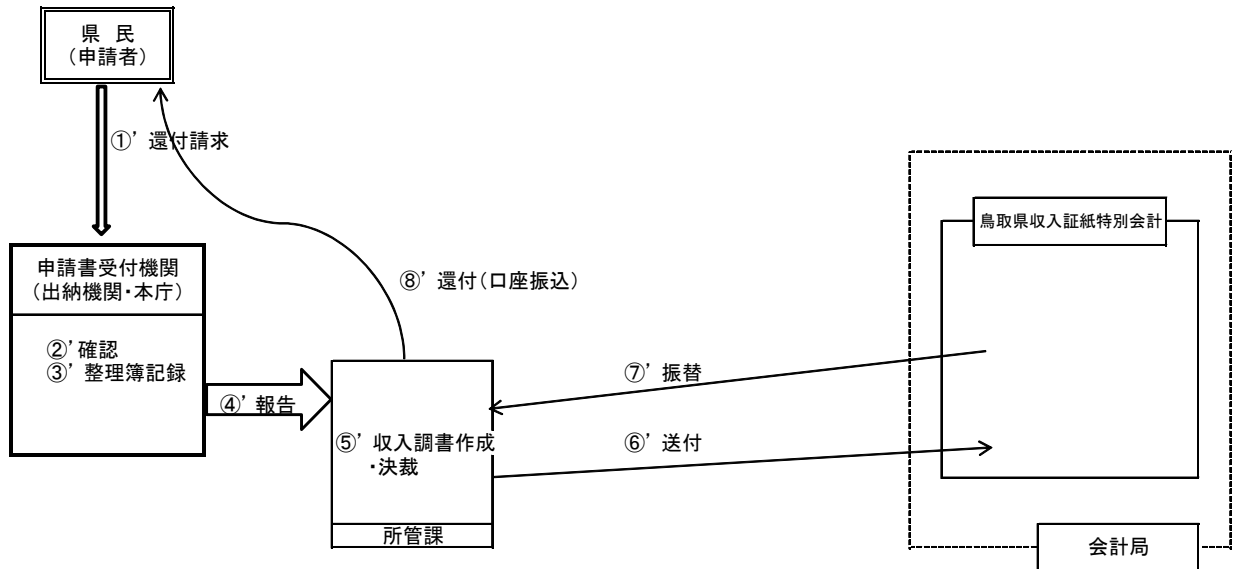
区分	機関数	証紙取扱 機関数	調査実施 機関数	手数料 調査種類	事 項 項 目						対象件数 (申請書類)	調査件数 (申請書類)	
					申請書 受付		収入額取り まとめ		収入状況 報告				
					指摘 件数	注意 件数	指摘 件数	注意 件数	指摘 件数	注意 件数			
知 事 部 局	元気づくり 総本部	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危機管理局	6	1	1	4	0	1	0	0	0	0	2,821	119
	総務部	20	6	2	8	0	0	0	1	0	0	30,100	259
	地域振興部	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	観光交流局	3	2	2	2	0	1	0	0	0	0	5,499	211
	福祉保健部	22	7	5	14	0	0	0	3	0	0	1,376	623
	生活環境部	12	5	4	12	1	0	0	2	2	3	68,162	7,350
	商工労働部	11	4	3	6	0	0	0	0	0	0	56	56
	農林水産部	25	11	7	12	0	1	0	3	0	2	709	709
	県土整備部	11	5	5	16	0	1	0	4	0	1	1,836	286
	総合事務所	12	9	9	27	0	0	0	2	0	0	10,228	2,206
	会計管理者	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業局	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
病院局	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	50	31	13	22	0	2	0	0	0	0	1,634	1,577	
警察本部	10	10	2	10	0	0	0	0	0	0	25,661	1,221	
各種委員会等	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
県議会事務局	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	209	91	53	133	1	6	0	15	2	6	148,082	14,617	
					7		15		8				

(参考) 収入証紙収入・還付事務概略図

1 収入事務



2 還付事務 (消印後)



(参考 1)

## 平成28年度決算に係る定期監査の処置の概要

### 1 処置の件数

(単位：件、(機関))

区 分	指 摘	注 意	合 計
本 庁	29 (20)	439 (97)	468 (97)
地方機関等	14 (9)	316 (85)	330 (86)
合 計	41 (29)	755 (182)	796 (183)

(注) 合計欄は実件数又は実機関数であり、重複により各内訳の合計と一致しないことがある。

(参考)

(単位：件、(機関))

27年度決算	16 (14)	653 (142)	669 (144)
26年度決算	25 (22)	393 (116)	418 (122)
25年度決算	47 (39)	526 (142)	573 (144)

### 2 処置の事項別内訳

#### (1) 指 摘

区 分	件 数	主 な 内 容
予 算 事 務	3	明許繰越予算ではなく現年予算で執行 [1]、債務負担行為の不設定 [1]
収 入 事 務	13	調定の遅延等 [4]、収納現金の払込の遅延 [2]、証紙収入の誤り [2]
契 約 事 務	17	予定価格の未決定等 [6]、発注何の不成 [5]、契約締結事務の遅延 [2]
補助金等事務	5	実績報告書の受理の遅延 [4]、交付決定の遅延 [1]
財産管理事務	3	長期間所在不明の物品の亡失報告の遅延 [1]、郵券の管理の不適正 [1]
合 計	41	

※ 主な内容の [ ] 内は、件数

#### (2) 注 意

区 分	件 数	主 な 内 容
予 算 事 務	2	債務負担行為の設定のない翌年度までの内容の業務委託 [1]
収 入 事 務	145	多額の未収金 [45]、調定の遅延 [25]、証紙徴収整理簿の記載誤り [15]
支 出 事 務	207	旅行承認前の出発 [132]、旅費の支出金額の誤り [61]
契 約 事 務	202	契約書において再委託禁止に関する記載不備等 [23]、発注何の予定価格積算の未記載・未審査 [17]、検査員の任命不適正 [17]、契約締結事務の遅延 [13]
補助金等事務	83	額の確定の遅延 [21]、実績報告書の受理の遅延 [18]
財産管理事務	106	タクシーチケット利用承認(報告)簿の記載不備 [19]、物品照合の未実施・検査票の未作成 [13]、郵券類受払簿の記載不備 [12]
その他の事務	10	出納員等の引継の不適正 [5]
合 計	755	

※ 主な内容の [ ] 内は、件数



(参 考 2)

## 監 査 処 置 基 準 等 に つ い て

### 1 鳥取県監査基準（抜粋）

別表第4（第10条関係）

#### 監 査 処 置 基 準

処置区分	処 置 の 事 案	処 置 の 内 容
指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する

備考：上記の処置区分による処置が適当でない認められるときは、その他の処置をすることができる。

### 2 監査処置基準の運用指針（抜粋）

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
1 予 算	○ 予算執行の不 適正	○ 予算を目的外に使用しているもの ・ 重大なもの又は著しいもの ○ 債務負担行為又は予算流用が適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの ○ 予算配当（令達）がないまま又は配当（令達）を超えて執行しているもの ・ 重大なもの又は著しいもの
2 収 入	○ 調定の不適正	○ 調定漏れ又は調定金額の誤っているもの ・ 合計額5万円以上 ○ 調定の遅延しているもの ・ 合計額50万円以上で3か月以上 ・ 合計額10万円以上で6か月以上
	○ 現金收受の不 適正	○ 直接収納した収納金の払込みの遅延しているもの ・ 合計額5万円以上で1週間以上 ・ 合計額1千円以上5万円未満で1か月以上 ○ 現金、有価証券の保管又は取扱いが適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの
	○ 未収金の整理 の不適正	○ 未収金に対する措置が適正を欠くもの ・ 未収金額が1百万円以上のもの ただし、過年度未収金額が、前年度の未収金額（過年度分と現年度分の合計額）より減少しており、かつ次の項目のいずれにも該当するものは、「注意」とする。 (1) 督促状、催告状を適正に発行している。 (2) 各債務者の状況を概ね把握している。 (3) 各債務者について、その状況を基に分類を行っている。 (4) 分類区分に則し概ね適正な対応を行っている。
	○ その他	○ その他収入事務に関し適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの
3 支 出	○ 支出負担行為の 不適正	○ 支出負担行為が行われていないもの又は適期に行われていないもの ・ 重大なもの又は著しいもの ○ 支出負担行為の内容の誤っているもの ・ 重大なもの又は著しいもの
	○ 支出命令の不 適正	○ 支出金額の誤っているもの ・ 合計額5万円以上 ○ 支払いの遅延（延滞金等を伴うもの）しているもの ・ 重大なもの又は著しいもの
	○ その他	○ その他支出事務に関し適正でないもの ・ 重大なもの又は著しいもの

区分	項目	指摘の具体的基準
4 契約	○予定価格の不適合	○予定価格が決定されていないもの ・競争入札に付したものの又は1件100万円以上のもの ○積算が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○入札手続き等の不適合	○業者の選定及び入札手続きの適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの ○見積・入札に必要な事項が記載された仕様書が作成されていないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○随意契約の不適合	○見積書が適正でないもの又は不足するもの ・重大なもの又は著しいもの
	○契約書の不適合	○契約書の作成手続き又は内容が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの 委託業務の完了後で契約金額50万円以上で1か月以上の遡及、 委託業務の完了後で契約金額50万円未満で3か月以上の遡及、 又は委託業務の完了前で3か月以上の遡及
	○契約変更の不適合	○契約変更の理由、金額及び手続きの適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
	○履行確認の不適合	○引渡しを受けていないもの若しくは検収をしていないもの又は不十分なもの ・重大なもの又は著しいもの ○完了確認をしていないもの又は不十分なもの ・重大なもの又は著しいもの
	○その他	○その他契約事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの（契約書等に規定された完了報告書等の受理については6か月以上の遅延）
5 補助金等	○補助金等の交付事務の不適合	○交付申請（変更を含む。）が遅延しているもの ・交付要綱・通知等で提出期限があるもの（6か月以上の遅延） ○交付決定が遅延しているもの ・重大なもの又は著しいもの（6か月以上の遅延） ○実績報告書が提出されていないもの若しくは遅延しているもの又は内容が不相当なもの ・重大なもの又は著しいもの（遅延については6か月以上のもの） ○額の確定が遅延しているもの ・重大なもの又は著しいもの（6か月以上の遅延）
	○その他	○その他補助金事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
6 工事の執行	○その他	○その他工事の執行に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
7 財産	○県有財産及び物品の取得又は処分の不適合	○取得又は処分の事務手続きが適正でないもの ・著しいもの
	○県有財産及び物品の管理の不適合	○管理が適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの ○管理の事務手続きが適正でないもの ・著しいもの
	○その他	○その他財産事務に関し適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの
8 その他	○その他	○1から7の区分の各項目に該当しない適正でないもの ・重大なもの又は著しいもの

注1 前年度の処置の区分、前年度の処置に対する改善状況等を考慮し、上記基準と異なることもある。

2 上記基準に該当する場合であっても、次に該当する場合には原則として処置しない。

(1) 部局長協議

会計規則・要綱・通知等に問題があるため、部局長協議を行って改善を求めることが適当であるもの

(2) 行政監査対応

当該年度に実施する行政監査のテーマに合致するものであり、行政監査の結果として改善を求めることが適当であるもの